

東洋情報システム 正 渡辺健司  
 福井大学 正 青島縮次郎  
 名古屋大学 正 河上省吾

### 1. はじめに

道路交通振動を評価するにあたって、振動を受ける住民の意識を調査する事は欠かせない。しかしながら従来、振動に関する被害意識調査は少なく、特に振動規制法の制定以後は極く僅かである。そこで今回、振動実測に対応して振動の被害意識調査を実施した。本報告では被害意識調査の結果を基に、調査区域の道路交通振動を被害意識の側面から評価する。

### 2. 住民意識調査の概要

調査対象地区は振動実測を行った地区的うち、名古屋・長久手線周辺（A地区）、国道1号周辺（B地区、C地区）の3地区である。A地区は、1978年10月14～21日、B・C地区は同年10月7日～16日という日程を原則として調査対象地域の全世帯についてアンケート調査を行った。世帯票は各世帯一枚、個人票は中学生以上の家族構成員に各一部ずつ配布し、回答してもらった。世帯票では住宅条件などの世帯属性と振動による物的被害などについて、個人票では個人属性と交通環境に対する意識や振動による様々な影響についてたずねた。配布回収は戸別訪問形式をとり、原則として調査員が配布から2日後に回収にまわった。回収状況は表-1に示したように、A地区で319世帯766人分、国道1号で439世帯1209人分であった。

### 3. 振動被害の分析

個人属性の要因が振動被害に及ぼす影響の大きさを、林の数量化理論II類を用いて分析した結果、路側からの距離が最も大きな影響要因であった。そこで調査区域を路側からの距離でゾーン分けし、ゾーン毎に被害率を求めた。表-2にゾーン分けと各ゾーン内のサンプル数を示した。

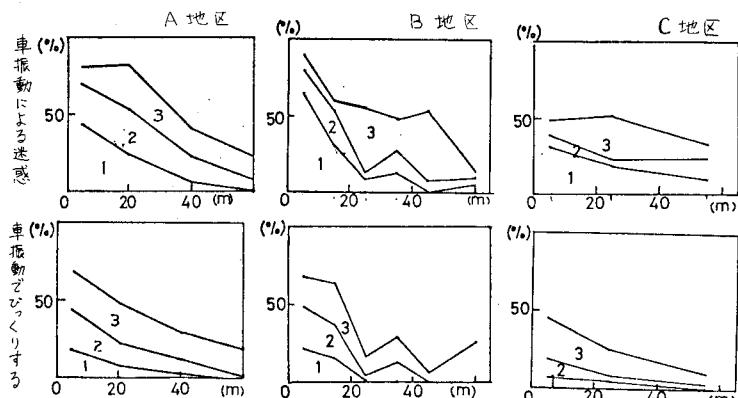
図-1に地区別の被害率曲線を示した。被害率の距離分布をそれぞれの地区でみれば、振

動レベルの距離減衰と比較的対応がとれている。地区間で見ると、振動レベルの差が被害率の差として明確には現れておらず、単純に振動レベルが振動被害に結びつくとは言いがたい面もある。しかしながらA地区B地区の1ゾーンでは80%前後と高い被害が生じており、振動レベル(VL<sub>10</sub>)が限度値(65dB)を下回しているとは言え問題無しと評

表-1 アンケート回収サンプル数				
調査地	サンプル	対象世帯	回収世帯率	回収個人率
A 地区	450	319	766	766
B・C 地区	700	439	1209	1209

表-2 各ゾーンのサンプル数

ZONE	距離別(1m 毎段階)(m)	A 地区		B 地区		C 地区	
		世帯 サンプル	個人 サンプル	世帯 サンプル	個人 サンプル	世帯 サンプル	個人 サンプル
1	0～10	33	103	21	60	38	88
2	10～20	10	18	10	30	2	5
3	20～30	8	19	7	23	3	10
4	30～40	70	148	10	24	7	21
5	40～50	5	11	6	13	5	15
6	50～70	50	124	8	19	5	14



注1) 横軸は路側からの距離、縦軸は被害率  
 注2) 1…いっ感じ 2…しばしば感じ 3…時々感じ

図-1 振動被害の距離分布

価する誤はないかない。

『車振動による迷惑』と合わせて『読書のじやま』『じっくりする』『夜ねつかれない』等の具体的な影響も調査した。そのデータに林の数量化理論II類を用いて、どの影響が『車振動による迷惑』強く結びついているのかを分析した。その結果を表-3に示す。この結果から、『じっくりする』が最も強く『車振動による迷惑』に結びついていることがわかる。『夜中に目をさまされる』『なんとなく体調が悪い』等の寄与度も比較的高い。

#### 4. 振動レベルと振動被害意識の関係

ゾーンを単位として、振動レベルと振動被害率との関係を表したのが図-2である。

振動レベルの低いところ

でバラつく傾向はあるが、『いつも感じる』の被害率の方が振動レベルとの相関が良い。またVL<sub>10</sub>(80%レンジ上端値)の線とVL<sub>P</sub>(ピーク値)の線を比べると、ほぼ10dB分平行移動した形になり、相関性においてVL<sub>10</sub>とVL<sub>P</sub>とは明確な差は見られない。

ここで『いつも感じる

表-3 各種振動影響の振動被害に対する寄与度

地 区	A 地 区			B・C 地 区		
	スコア	レンジ	累積寄与度	スコア	レンジ	累積寄与度
1	-0.295			-0.509		
2	-0.247			-0.282		
3	-0.021	0.504 (9)	0.110 (5)	-0.265		
4	-0.056			-0.091		
5	-2.012			-1.400		
6	-0.690	2.035 (1)	0.448 (1)	-0.760		
7	-0.311			-0.108	1.628 (1)	0.234 (1)
8	0.422			0.227		
9	0.254			-0.620		
10	-0.251	0.506 (8)	0.076 (7)	0.056		
11	0.031			-0.172	0.621 (7)	0.095 (7)
12	0.056			0.059		
13	0.504			0.763		
14	-0.281	0.786 (4)	0.061 (8)	-0.053		
15	-0.008			-0.065	0.828 (5)	0.094 (8)
16	0.000			-0.018		
17	-0.260			0.894		
18	0.272			0.521		
19	-0.123	0.618 (6)	0.054 (9)	-0.060	0.865 (3)	0.118 (5)
20	0.007			-0.771		
21	-1.850			-0.755		
22	-0.292	1.977 (2)	0.186 (3)	-0.287	0.854 (4)	0.122 (4)
23	-0.162			0.083		
24	0.056			0.307		
25	0.440			-0.297		
26	-0.309	0.749 (5)	0.112 (4)	0.115	0.701 (6)	0.177 (2)
27	0.093			0.115		
28	-0.024			-0.233		
29	-0.757			-0.410		
30	-0.765	0.920 (3)	0.205 (2)	-0.209	1.002 (2)	0.144 (3)
31	0.123			0.168		
32	0.086			-0.165		
33	-0.260			-0.007		
34	0.290	0.551 (7)	0.092 (6)	-0.105	0.199 (9)	0.038 (9)
35	0.065			0.034		
36	-0.031					

$\gamma = 0.704$

$\gamma = 0.621$

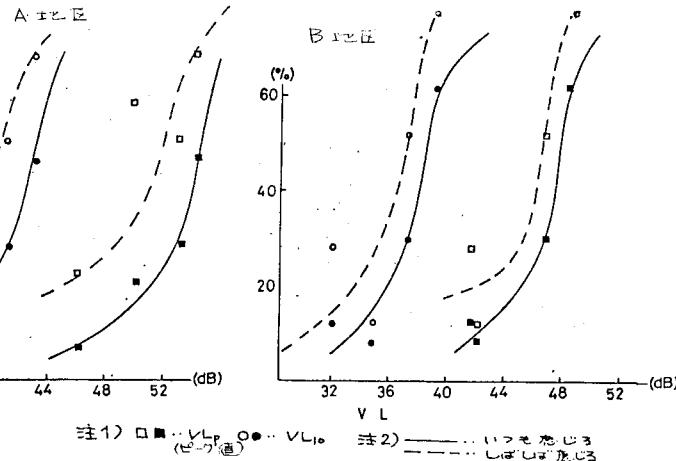


図-2 振動レベルと振動被害率

の30%に対応するVL<sub>10</sub>を基準として考えると、A地区では42dB、B地区では37dBとなり、これらと限度値の65dBとには大きなギャップがある。同じことをVL<sub>P</sub>でみると、A地区では52dB、B地区では47dBで、まだ限度値とのギャップはあるがVL<sub>10</sub>ほどではない。これらの値でA地区とB地区の間にVL<sub>10</sub>、VL<sub>P</sub>とも5dBの差があるが、これは振動レベル以外の要因が振動被害意識に影響しているためである。その要因の主なものとしては、騒音、排気ガス等振動以外の環境要因が考えられる。しかしこれらの要因の影響を考慮したとしても、VL<sub>10</sub>では限度値とのギャップは大きい。

#### 5. おわりに

住民意識調査のデータによる分析は、データの複雑さゆえに実験室のものと比べて精度が落ちる等の問題はあるが、生活の場が問題の原点である以上捨て去ることのできない方法である。全国の調査だけでは明らかにできない部分が多く、今後さらに調査を積み重ね、より被害と対応のとれる指標、より現実的な限度値等が検討される必要がある。